

## 参考資料

# 葛城地区大規模緑地里山クラブ設置・運営要領

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この要領は、茨城県が定めた葛城地区大規模緑地ビジョン及び行動計画に基づき、葛城地区大規模緑地の保全と利活用体制構築のため設置及び運営される葛城地区大規模緑地里山クラブ（以下「葛城里山クラブ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (運営主体)

第2条 葛城里山クラブの運営主体は、葛城里山クラブ事務局（以下「事務局」という。）とする。

- 2 事務局は、茨城県から葛城地区大規模緑地に関する業務を受託した者に置くものとする。
- 3 事務局は、茨城県から受託した業務の範囲内で運営するものとする。

### (活動場所等)

第3条 葛城里山クラブの活動場所は、茨城県つくば市学園の森地内の茨城県所有地である葛城地区大規模緑地（以下「当該緑地」という。）を主とする。

- 2 当該緑地は供用開始をしていないことから、一般の立ち入りを禁止しているため、葛城里山クラブは、第5条に定める活動を事前に茨城県の承諾を得て行う場合に限り、当該緑地に立入ることができるものとする。
- 3 事務局は、前項により葛城里山クラブが当該緑地に立入る場合には、当該立ち入り者に対し、適切な指導を行うものとする。

### (活動理念)

第4条 葛城里山クラブは、「美しい里山景観の復活」「生物多様性の保全」「自然とのふれあいの場の創出」を目標として、当該緑地を「豊かな自然をみんなで楽しみ学び守り育て、地域住民に愛される里山公園」にしていくというビジョンを理解し、その実現に向けた活動を推進するものとする。

- 2 葛城里山クラブは、広くメンバー募集を行い、幅広い層で構成し、活動を通して里山への理解を深め、市民協働で里山づくりを進めていくものとする。

## 第二章 葛城里山クラブ

### (活動内容)

第5条 葛城里山クラブの活動は、以下のとおりとする。

- (1) 当該緑地が有する価値を知り、里山として機能するための維持管理についての理解を深め、それを広めるための活動。
- (2) 当該緑地の自然を見守り、里山景観の復活及び生物多様性の保全に寄与する活動。
- (3) 周辺住民をはじめとする多くの人々が、里山の自然とふれあい、安らぎを得、森と人、人と人とのつながるような場の創出を図るための活動。
- (4) 人々が地域の里山への愛着心を共有し、特に次世代を担う子どもたちが自然に親しみ楽しく学習することで、将来に向けて理念が継承されるための活動。

(5) その他、葛城里山クラブの理念に沿う活動。

#### (登録の条件)

第6条 葛城里山クラブに登録できる者は、葛城里山クラブの理念に賛同する個人又は団体とする。なお中学生未満の者の登録については、保護者とともに登録することを条件に認めるものとする。

#### (登録料及び年会費)

第7条 葛城里山クラブへの登録料及び年会費は、無料とする。

#### (登録の手続等)

第8条 葛城里山クラブへの登録を希望する者は、登録申し込み用紙又はインターネット上の登録申し込みフォーム（以下「申込書」という。）へ必要事項を記入のうえ事務局へ提出するものとする。

- 2 事務局は、前項の申込書の内容を審査し、適當と認めた場合には葛城里山クラブ登録者名簿に記載するとともに当該登録希望者へ通知するものとする。また、不適當と認めた場合には、理由を付して、その旨を当該登録希望者へ通知するものとする。
- 3 前項により登録された者（以下「会員」という。）は、登録の内容に変更があった場合、速やかに事務局へ変更内容を報告しなければならない。

#### (遵守事項)

第9条 会員は、葛城里山クラブの活動において、次の各号に定める事項を遵守することとする。

- (1) 安全及び衛生の確保に配慮すること。
- (2) 公共の利益及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある行為を行わないこと。
- (3) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑になる行為を行わないこと。
- (4) 営利的、政治的活動及び宗教的活動を行わないこと。
- (5) 当該緑地において動植物を損傷させないこと。ただし、動植物を採取する必要がある場合には、あらかじめ事務局の許可を得ること。
- (6) 認められた区域以外には立入らないこと。

#### (保険)

第10条 事務局は、茨城県から受託した予算の範囲内において、第5条の活動において会員に対し必要な保険に加入するものとする。

- 2 会員は、その登録と同時に、前項の保険に加入するものとする。
- 3 事務局は、会員が団体であるときには、保険の加入に当たり、必要に応じて加入できる人数に制限を設けることができる。
- 4 葛城里山クラブの活動中の事故によって被った損害に係る補償については、原則として保険の範囲内とする。

#### (退会)

第11条 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会させることができる。

- (1) 会員から登録取り消しの届出があったとき。
- (2) 会員の所在が不明となり、長期間連絡不能となったとき。

(3) 会員が第9条に定める事項を遵守できないと認められたとき。

(4) 会員が葛城里山クラブの信用を著しく傷つけたとき。

(5) その他事務局が特に必要と認めたとき。

2 事務局は、前項の規定に基づき会員を退会させたときは、登録者名簿から抹消するものとする。

### **第三章 葛城地区大規模緑地フォレスター**

#### **(設置等)**

第12条 事務局は、葛城里山クラブの活動推進において、里山についての知識を有し、葛城里山クラブの活動理念に基づき当該緑地のビジョンの実現をしていくに当たり、葛城里山クラブの維持管理活動に中心的に携わり、自らの活動を通して、ビジョン実現のための維持管理活動の必要性について広く啓発・普及を図るとともに、美しい里山景観の再生を目指すことを担う者として、葛城里山クラブ内に葛城大規模緑地フォレスター（以下「葛城フォレスター」という。）を置くものとする。

2 葛城フォレスターは、事務局が定める年間計画に基づき、維持管理活動を行うものとする。

#### **(雇用契約)**

第13条 事務局は、葛城フォレスターと雇用契約を締結するものとする。ただし、雇用契約の期間は、茨城県からの業務受託期間内とするものとする。

#### **(対象者)**

第14条 葛城フォレスターとして雇用契約を結ぶ者は、次の各号に定める条件をすべて満たす個人とする。

(1) 葛城里山クラブの会員であること。

(2) 森林整備の経験がある、又は興味があり技術向上に意欲があること。

(3) 満18歳以上であること。

(4) 所定の担い手育成研修を修了した者であること。

#### **(雇用契約の解除)**

第15条 事務局は、次の各号に該当する事実が発生した際には、雇用期間中であっても葛城フォレスターとの契約を解除できるものとする。

(1) 葛城フォレスター本人から届出があったとき。

(2) 葛城フォレスターが葛城里山クラブを退会したとき。

(3) その他事務局が特に必要と認めたとき。

### **第四章 その他**

#### **(個人情報の保護及び取扱い)**

第16条 事務局は、会員及び葛城フォレスターの個人情報の保護について十分に配慮するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### **(その他)**

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、茨城県と協議の上、事務局が別に定める。

付 則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。